

令和 6 年度

特定侵害訴訟代理業務試験

〔事例問題 2〕

《注 意》

- 試験問題は、監督員から試験開始の合図があるまで開かないでください。
- 問題集はどのページも切り離してはいけません。
- 試験時間は、14時00分から17時00分までの**3時間**です。
試験開始後30分間と試験終了前10分間は、試験室から退室できません。
退室可能な時間帯に退室希望される場合、挙手の上、監督員の指示に従ってください。
- 試験中は、次のもの以外は、机の上に置かないでください。
○受験票 ○筆記具 ○時計
受験票は、受験番号が記載されている面を表にして、通路側に置いてください。
試験時間中の付せん紙の使用は認めておりません。
- 問題の解答は、黒又は青インク（消しゴムや摩擦熱等で消せるものは不可とします。）のボールペン又は万年筆を用い、解答用紙の実線枠内に楷書で丁寧に記入してください。
前記以外の筆記具で記入した場合には無効となります。解答用紙の下書きとして、鉛筆で記入することはできますが、試験時間終了までに消しゴムで綺麗に消してください。
試験問題及び試験時に配付するメモ用紙については、マーカー（蛍光ペンを含みます。）及び色鉛筆等で記入することができます。
- 解答用紙の枠外及び用紙裏面に記入された解答は、採点対象といたしません。
- 貸与法文は、書き込み及び折り曲げをしないでください。
- アラーム付きの時計は、音を鳴らさないでください。スマートウォッチや携帯電話、ウェアラブル端末等の電子機器類は、電源を切って鞆にしまってください。
- 試験中の喫煙及び飲食は、禁止とします。ただし、水分補給のため、蓋付きのペットボトル（500ml 程度）に入った飲料は1本に限り、飲むことができますが、机上に容器を置かず、必ず蓋を締めて足下に置いてください。
- 書き損じや汚損等による解答用紙の追加配付や取替えは行いません。
- 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- 試験終了の合図があったら直ちに筆記具を置いてください。
- 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした場合、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止します。
- この問題集は、試験終了後、持ち帰ることができます。
ただし、途中で退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、下欄の実線枠内に受験番号及び氏名を記入し、監督員に預けてください。試験時間終了後、受験者が退出してから5分以内に、試験を受けた試験室に取りに来てください。

受験番号	氏 名

[事例問題2] (50点)

【問題】

問1 起案

被告訴訟代理人の立場に立って、別紙2（被告代表者の言い分）、別紙3（訴状）、別紙4及び5（甲第1号証の1及び2・商標登録原簿）並びに別紙6及び7（甲第2号証の1及び2・商標公報）に基づいて、別紙1（答弁書）の空欄1～9に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 現在施行されている法令と現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注2 空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

注3 この問題の事例は、架空の事案です。

問2 小問

(1) 請負と準委任の違いに関して、以下の空欄①から⑧に入る適切な語句を解答してください。

A社は、B社に対して、新製品のデザイン等を作成する業務の委託を検討している。A社がB社に対して請負の契約書案を提示したところ、B社から提示された契約書の修正案では、準委任の契約書案に変更されていた。

そのため、A社の内部において、請負と準委任とでは、どのような違いがあるのか議論となった。そこで、A社の担当者Cは、以下のような整理を行った。

ア 請負とは、当事者の一方がある仕事を することを約束し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約束する契約である。

これに対し、準委任とは、当事者の一方が でない事務を委託し、相手方がそれを受託する契約である。委任は、例えば、訴訟の代理や不動産の売却など、 を委託するものが基本であるが、例えば、経営コンサルティングや事務処理など、 でない事務の委託を目的とする場合には、委任に準じるものとして扱われ、これを準委任と呼んでいる。この準委任には、民法の委任の規定が全て準用されている。委任（準委任）は、無償が原則であり、特約によって初めて有償とすることができる。この有償の準委任には、委託事務を行うのに要した工数や時間に応じて報酬が支払われる履行割合型の準委任と、成果物の納品や目標の達成を条件として報酬が支払われる成果 型の準委任がある。

イ 上記の請負と準委任とでは、民法上いくつか異なる点がある。

(ア) 請負では、請負人は、仕事の ① 義務を負っているのに対し、準委任では、受託者は、 ③ の注意をもって、委任事務を処理する義務を負っている。 ③ の注意とは、受託者の社会的地位や職業などに応じて一般に要求される注意をいう。成果 ① 型の準委任であっても、準委任である以上、仕事の ① 義務は負わない。

(イ) また、請負では、請負人は、注文者の許諾を得なくても、第三者に再委託（下請）することが可能であるが、準委任では、受託者は、委託者の許諾を得たとき、又は ④ があるときでなければ、第三者に再委託（復委任）することはできないとされている。これは、委任（準委任）は、委託者と受託者の信頼関係に基づいているためである。

(ウ) さらに、改正前の民法では、請負特有の担保責任として瑕疵担保責任が設けられていたが、現行民法では、請負契約にも売買契約における担保責任の規定である契約不 ⑤ 責任の規定が準用され、瑕疵担保責任は契約不 ⑤ 責任となった。しかし、仕事の ① を目的とする請負の性質に鑑み、請負の契約不 ⑤ 責任には、売買の契約不 ⑤ とは異なる請負特有の制限が定められている。

すなわち、請負人が種類又は品質に関して契約の内容に ⑤ しない仕事の目的物を引き渡した場合において、注文者が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた ⑥ によって生じた不 ⑤ を理由として、履行の ⑦ の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないとされている。ただし、請負人がその材料又は ⑥ が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。また、注文者がその不 ⑤ を ⑧ 時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不 ⑤ を理由として、履行の ⑦ の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないとされている。

これに対し、準委任の場合には、一般的には、契約不 ⑤ 責任の適用がないとされている。

(エ) その他、請負と準委任とでは、自己都合による契約の解除やその場合の損害賠償などの点で違いがある。

(2) A意匠権を保有するXは、Yが製造販売する甲製品の意匠がA意匠と同一又は類似するとして、Yを被告として、名古屋地方裁判所に対して、A意匠権に基づく甲製品の製造販売差止請求訴訟を提起した。訴訟において、Yは、専ら

A意匠と甲製品の意匠が非類似である旨主張したが、令和6年10月1日（火）付でXの請求を認容する判決がなされ、当該判決はYに10月3日（木）に送達された。当該判決に対してはYのみが控訴した。

控訴審において、Yは、引き続き第一審判決の誤りと非類似の主張を行い、裁判所は、令和7年3月10日（月）の弁論準備手続期日において、XY双方に次回期日までに主張立証を尽くすよう指示し、5月9日（金）の弁論準備手続期日において双方これ以上の主張立証がないことを確認の上、7月30日（水）に弁論期日を指定し、同期日にて弁論終結予定である旨を述べた。

そうしたところ、Yは、7月24日（木）に、新たに先使用権の抗弁を主張すると共に、この点に関する証拠を提出した。なお、Yは先使用権に関する証拠を訴訟提起前に入手し、交渉段階においてXにも提示していたものであり、控訴審の審理は、抗弁の審理をしなければ7月30日（水）の弁論期日で直ちに弁論を終結できる段階にあった。

以上の事実関係を前提に、以下の設問に解答してください。

ア Yが控訴を提起する段階において、Yは、①どの裁判所に、②いつまでに控訴状を提出する必要があるか。

イ XはYの先使用の抗弁の主張立証を不当と考え、裁判所が同抗弁について審理をせず、予定どおり令和7年7月30日の弁論期日に弁論を直ちに終結すべきと考えている。Xとしては、民事訴訟法上のいかなる申立てをすることが考えられるか。根拠条文とともに簡潔に解答してください。

ウ 本件事例において、Xからのイの申立てを受けた裁判所としては、Yが先使用権の抗弁について主張立証することを認めるべきか。理由を挙げて説明してください。

以上

令和6年(ワ)第〇〇〇〇〇号 商標権侵害差止等請求事件

原告 甲川ホテル株式会社

被告 乙山ホテル株式会社

答 弁 書

令和6年10月27日

大阪地方裁判所 第〇民事部 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

乙島法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人 弁護士 乙島 次江 印

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号

乙崎特許事務所

被告訴訟代理人 弁理士 乙崎 次郎 印

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第 1 請求の趣旨に対する答弁

空欄 1

との判決を求める。

第 2 請求の原因に対する認否

1 「第 1 当事者」について

「1」の第 1 文、及び「2」は認める。「1」の第 2 文は不知。

2 「第 2 商標権侵害に基づく差止請求及び抹消等請求」について

(1) 「1 原告の商標権」及び「2 被告の使用行為」について
認める。

(2) 「3 商標権の侵害」について

ア 「(1) 原告商標権の指定役務と被告役務の同一性」について
認める。

イ 「(2) 原告商標 1 と被告標章の類似性」について
否認ないし争う。この点についての被告の反論は、第 3 の 1
(2) において詳述する。

ウ 「(3) 原告商標 2 と被告標章の類似性」について

「ア 原告商標 2」については認める。その余は、否認ないし
争う。この点についての被告の反論は、第 3 の 1 (3) において
詳述する。

(3) 「4 差止請求及び抹消等請求」について
争う。

3 「第3 不正競争防止法違反に基づく差止請求及び抹消等請求」について

(1) 「1 原告表示」について

不知。

(2) 「2 原告表示の周知性」について

否認ないし争う。この点についての被告の反論は、第3の2(1)において詳述する。

(3) 「3 被告による被告標章の使用」について

認める。

(4) 「4 原告表示と被告標章の類似性」について

否認ないし争う。この点についての被告の反論は、第3の2(2)において詳述する。

(5) 「5 混同のおそれ」について

一般消費者からの原告への苦情については不知。その余は否認ないし争う。この点についての被告の反論は、第3の2(3)において詳述する。

(6) 「6 営業上の利益の侵害」について

一般消費者の現実の誤認混同の事実については不知。その余は否認ないし争う。

(7) 「7 差止請求及び抹消等請求」について

争う。

4 「第4 結語」について

争う。

第3 被告の主張

- 1 商標権侵害に基づく差止請求及び抹消等請求に対する反論（原告商標1及び同2と被告標章の類似性が認められないこと）

（1）商標の類否の判断基準

商標の類否は、

空欄2

この点に関し、複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、

空欄3

（2）原告商標1と被告標章の類似性が認められないこと

ア 原告商標1について

空欄4

イ 被告標章について

空欄5

ウ 取引の実情

原告は、外観が異なるものの称呼、観念が同一ないし類似であることを理由にその類似性を肯定するが、仮に原告の主張のように捉えたとしても、近時、インターネットによる予約サイトを通じて予約することが多く、特に外国人観光客がインターネットの予約サイトを通じて検索することに鑑みれば、外観が重視されるべきである。

エ 対比

よって、原告商標 1 と被告標章は、外観、称呼、観念のいずれも異なるものであり、類似しない。

(3) 原告商標 2 と被告標章の類似性が認められないこと

ア 原告商標 2

原告商標 2 は、紅葉したもみじの 7 つのとがった葉先と、その下部から出た 1 本の軸から成る図形から成る商標である。その外観からは「紅葉したもみじの葉」という観念が生じ、その外観及びその観念からすれば、「モミジ」との称呼が生じる。

イ 被告標章について

第 3 の 1 (2) イに記載したとおりである。

ウ 取引の実情

第 3 の 1 (2) ウに記載したとおりである。

エ 対比

よって、原告商標 2 と被告標章は、外観、称呼、観念のいずれも異なるものであり、類似しない。

なお、仮に、原告の主張するように被告標章の要部が、図形部分と文字部分から成る結合商標のうち、図形部分であると解しても、以下に述べるとおり、その外観は異なり、原告商標 2 と被告標章は類似しない。

空欄 6

2 不正競争防止法違反に基づく差止請求及び抹消等請求に対する反論

(1) 原告表示の周知性が認められないこと

原告は、原告表示は、遅くとも平成 30 年 4 月には、原告の宿泊

施設又は事業活動を表示するものとして、ホテルの需要者である一般消費者に広く認識されており、周知となっていたと主張する。

しかし、

空欄 7

以上より、原告提出の証拠では、原告が主張する原告表示の全国的な周知性を認めることはできず、被告ホテルの所在地である栃木県周辺においても原告表示の周知性を認めることはできない。

したがって、原告表示が平成30年4月には一般消費者に広く認識される周知性を有していたとは認められない。

(2) 原告表示と被告標章の類似性が認められないこと

ア 判断基準

空欄 8

イ 原告表示と被告標章の類似性

(ア) 外観

原告表示と被告標章は以下のとおり、外観において相違点があり、明らかに異なる。

すなわち、原告表示はもみじの葉の図形部分と、その下方にある、図形部分の4分の1の縦幅、同図形部分よりやや長い横幅で「MOMIJI HOTEL」のローマ字及び英語合計11文字が配されているが、もみじの葉の図形が目立つ態様で大きく表示されている。これに対して、被告標章は、もみじの葉の図形部分と、図形部分の縦幅の10分の1の縦幅の文字の大きさから成る「MOMIJI LAKE HOTEL」のローマ字及び英語合計15文字が同図形部分よりやや長い横幅で図形部分及び文字部分のいずれかが

目立つ態様で表示されたものではなく、その図形部分と文字部分は一体を成している印象である。また、第3の1（2）ウに記載したとおり、原告表示と被告標章の図形部分は、多くの相違点がある。

以上より、原告表示と被告標章との外観に基づく印象、記憶連想等は大きく異なる。

（イ） 称呼

（略）

（ウ） 観念

（略）

（エ） 取引の実情

第3の1（2）ウに記載したとおりである。

ウ 小括

以上により、アで述べた判断基準に基づく検討により、原告表示と被告標章は類似しない。

（3） 被告標章は原告表示と混同を生じるおそれがないこと

原告は、原告ホテルと被告ホテルはいずれも日本の宿泊施設でインターネットを通じて一般消費者が容易に予約できること、原告表示と被告標章の類似性を理由に混同のおそれがある旨主張する。

しかし、

空欄 9

したがって、需要者である一般消費者において、被告標章を原告表示と混同を生じ、又は生じるおそれはない。

第 4 結語

以上より、原告の請求には理由がなく、直ちに棄却されるべきである。

以 上

証 拠 方 法

被告証拠説明書（１）記載のとおり。

附 属 書 類

（省 略）

報 告 書

(被告代表者の言い分)

- 1 当社は、平成30年4月に外国人観光客をターゲットにして、ホテルを開業した会社です。当社が開業を企画した頃は、コロナ禍が起こる前で、東京オリンピックを控え、多数の外国人観光客が来日することが見込まれていました。
- 2 私どものホテルは、紅葉の名所である日光がある栃木県の、もみじの木が植えられた湖のそばにある景色の良い立地にあります。外国人観光客にも分かりやすいように、ホテルの外壁の看板や当社のウェブページの宿泊予約サイトには、訴状に添付されている被告標章目録に記載された表示が付されています。この表示は、外国人観光客にも分かりやすいようにもみじの葉を連想する図形と共に、もみじの葉を示す「MOMIJI」（モミジ）のローマ字と、湖を意味する英語である「LAKE」（レイク）と、宿泊施設を意味する英語である「HOTEL」（ホテル）を組み合わせたものです。この私どもの表示は、文字部分が図形部分の縦幅の10分の1の縦幅しかなく、その図形部分に比較してかなり小さくなっています。
- 3 今回、このホテルの外壁の看板や当社のウェブページの表示が、甲川ホテル株式会社が保有している登録商標と似ているということで訴状が届きました。しかし、この主張には納得できません。ホテルの名前も、もみじの図形も全く異なるのに、当社の表示の中から「MOMIJI」やもみじの図形部分のような一部分だけを取り出して商標権侵害だと主張するのはおかしいです。また、文字の表記の仕方も違うと思いますし、もみじの葉の絵柄についてもいろいろと違いがあると思いますので、訴状に対してこれらの点を具体的かつ説得的に反論してください。
- 4 また、甲川ホテル株式会社が使用しているもみじの図形と「MOMIJI HOTEL」という文字部分からなる表示が、日本国内で広く知られているということを前提に、これらの表示が当社のホテルの外壁の看板や当社のウェブページの表示と似ているため、一般消費者が当社のホテルと甲

川ホテル株式会社のホテルとを混同するおそれがあるということも訴状には記載されています。しかし、この主張にも納得できません。そもそも、甲川ホテル株式会社の表示については、当社のホテルがある栃木県では全く知られていません。甲川ホテル株式会社は、インターネットによる検索数が多いということを言っていますが、インターネットによる検索数は、もみじの観賞のために、ユーザーが「MOMIJI」と「HOTEL」の単語を同時に検索することも考えられますし、根拠とはならないのではないのでしょうか。また、原告から提出された証拠も拝見しましたが、新聞広告は関西エリアで3回掲載されたただけですし、この程度の証拠で、日本国内で広く知られているなどと言えるのでしょうか。甲川ホテル株式会社の広告宣伝の態様について、訴状を受領後調査してみましたが、甲川ホテル株式会社は「モミジホテル」や「MOMIJI HOTEL」の文字標章のみを用いており、もみじの葉の図形と文字標章をセットにした広告宣伝はほとんど行っていません。また、当社の表示はあくまでも「MOMIJI LAKE HOTEL」とその上方のもみじの葉の図形が一体となり全体としてまとまりのある表示となっているのに対し、甲川ホテル株式会社の表示とは、その文字部分ももみじの葉の図形も異なるものであり、似ているとは言えません。

- 5 さらに、甲川ホテル株式会社のホテルと当社のホテルでは、ターゲット層やその取引形態もかなり異なるため、一般消費者が両者を混同することは到底考えられません。

甲川ホテル株式会社のホテルは、京都にある会員制の隠れ家的なホテルですので、誰でも宿泊予約ができるわけではなく、まず、会員になれば宿泊をすることができません。また、そのため、休暇を楽しむために滞在型のホテルとして日本人の富裕層が利用することが多いホテルです。これに比べて、当社のホテルは、京都とは全く立地も異なる栃木県にある外国人観光客向けの格安ホテルで、海外からもインターネットを通じて宿泊予約が可能なホテルです。そのため、宿泊料金も、甲川ホテル株式会社のホテルでは1泊最低5万円はかかりますが、当社のホテルは1泊4000円ないし7000円と全く異なります。さらに、このような違いから当社のホテルでは素泊まりが主になりますが、甲川ホテル株式会社のホテルは豪華な懐石料理が付き、各部屋に担当の仲居さんが付くなどそのサービス内容も全く異なります。

以上

(別紙3)

訴 状

令和6年10月1日

大阪地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲野 一郎 印
同 弁理士 甲田 花子 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇

京都府〇市〇区〇町〇番地

原 告 甲川ホテル株式会社

上記代表者代表取締役 甲川 太郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

大阪府〇市〇区〇町〇丁目〇番〇号

甲野法律事務所（送達場所）

電 話 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人弁護士 甲野 一郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

大阪府〇市〇区〇町〇丁目〇番〇号

甲田特許事務所

電 話 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人弁理士 甲田 花子

〒〇〇〇-〇〇〇〇

栃木県〇市〇町〇丁目〇番〇号

被 告 乙山ホテル株式会社

上記代表者代表取締役 乙山 次郎

商標権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金〇〇〇〇円

貼用印紙額 金〇〇〇〇円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙物件目録記載の建物における宿泊施設及びその営業活動について、別紙被告標章目録記載の標章を使用してはならない。
 - 2 被告は、別紙被告標章目録記載の標章を、別紙物件目録記載の建物の外壁の看板から抹消せよ。
 - 3 被告は、別紙被告標章目録記載の標章を、別紙被告ウェブページ目録記載のウェブページから削除せよ。
 - 4 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、宿泊施設の経営等を業とする株式会社である。原告は、平成25年4月から現在に至るまで、京都において「モミジホテル」や「MOMIJI HOTEL」

の名称を用いて、ホテルを営業している（以下、原告の営業するホテルを「原告ホテル」という。）。)

- 2 被告は、ホテル、旅館等の宿泊施設及びレストラン等の飲食施設の経営等を業とする株式会社である。

第2 商標権侵害に基づく差止請求及び抹消等請求

1 原告の商標権

原告は、以下の商標権1及び2（以下、併せて「原告商標権」といい、その登録商標をそれぞれ「原告商標1」及び「原告商標2」という。）を有する（甲1の1、同1の2（商標登録原簿謄本）、甲2の1、同2の2（商標公報））。

（1）原告商標1について

登録番号	第1234567号
出願日	平成24年10月1日
登録日	平成25年9月17日
指定役務	第43類 宿泊施設の提供
登録商標	モミジホテル（標準文字）

（2）原告商標2について

登録番号	第2345678号
出願日	平成28年7月27日
登録日	平成29年6月16日
指定役務	第43類 宿泊施設の提供
登録商標	（図形） 甲第2号証の2参照

2 被告の使用行為

被告は、平成30年4月に、別紙物件目録記載の建物において、「MOMIJI LAKE HOTEL」という名称のホテル（以下「被告ホテル」という。）を開業し、被告ホテルの外壁に別紙被告標章目録記載の標章（以下「被告標章」という。）を付した看板を設置し、被告標章を使用している。また、被告は、別紙被告ウェブページ目録記載のウェブページ（以下「被告ウェブページ」という。）においても、被告標章を付し、被告ホテルの広告宣伝を行っている。

3 商標権の侵害

（1）原告商標権の指定役務と被告役務の同一性

宿泊を希望する顧客への被告ホテルの提供という被告のサービスは、原告商標権の指定役務の「宿泊施設の提供」に該当し、同一である。

（2）原告商標1と被告標章の類似性

ア 原告商標1

原告商標1の外観は、「モミジホテル」の標準文字から成るが、原告商標1のうち「ホテル」の部分は提供される役務を示すものであることから自他識別力は低く、「モミジ」又は「モミジホテル」の称呼が生じ、「紅葉したもみじの葉」又は「紅葉したもみじの葉をイメージする宿泊施設」という観念が生ずる。

イ 被告標章の要部

（ア）被告標章はもみじの葉の図形部分と、その下方にある「MOMIJI LAKE HOTEL」の文字部分から成る結合商標である。

図形部分は、もみじの葉を図形化したものであるが、図形部分が文字部分よりも大きく目立つ態様で表示され、文字部分と分離して表示されている。

（イ）「MOMIJI LAKE HOTEL」の文字部分は、文字部分の冒頭であり、かつ上記図形部分と意味としても共通する「MOMIJI」の部分が目立ち、強い自

他識別力を有する。これに対し、「LAKE」の文字部分は湖畔にある宿泊施設の名称に一般に用いられており、「HOTEL」は宿泊施設において提供される役務の性質を示すもので自他識別力が低い。

(ウ) 以上より、被告標章の要部は、もみじの葉の図形部分又は「MOMIJI」の文字部分である。よって、被告標章の要部の外観は、もみじの葉の図形部分又は「MOMIJI」の文字部分であり、「モミジ」の称呼が生じ、「紅葉したもみじの葉」という観念が生ずる。

ウ 対比

原告商標 1 は「モミジホテル」の標準文字から成るのに対し、被告標章の要部はもみじの葉の図形又は「MOMIJI」の文字部分であることから、外観は異なる。しかし、原告商標 1 と被告標章の要部のうち「MOMIJI」の文字部分については、「モミジ」の称呼を有する点で共通し、「紅葉したもみじの葉」という観念において共通するため、称呼と観念は同一又は類似する。

したがって、原告商標 1 と被告標章は類似する。

(3) 原告商標 2 と被告標章の類似性

ア 原告商標 2

原告商標 2 の外観は、紅葉したもみじの 7 つのとがった葉先と、その下部から出た 1 本の軸とで構成される図形から成る。その外観からは「紅葉したもみじの葉」という観念が生じ、その外観及びその観念からすれば、「モミジ」との称呼が生じる。

イ 被告標章の要部

被告標章の要部については、前述したとおりである。

ウ 対比

原告商標 2 と被告標章の要部である紅葉したもみじの葉の図形部分の外観は、紅葉したもみじに、7 つのとがった葉先と、その下部から出た 1 本

の軸とで構成される図形から成る点で共通するものであり、両者は類似する。また、その「モミジ」という称呼、「紅葉したもみじの葉」という観念も同一である。

したがって、原告商標 2 と被告標章は類似する。

(4) よって、上記第 2 の 2 で述べた被告の各行為は、いずれも原告商標権を侵害する行為である(商標法 25 条、37 条 1 号並びに 2 条 3 項 5 号及び 8 号)。

4 差止請求及び抹消等請求

以上より、原告は、被告に対し、商標法 36 条 1 項に基づき被告の商標権侵害行為の停止を請求する権利を有し、同条 2 項に基づき当該侵害行為に供した看板及び被告ウェブページからの被告標章の抹消ないし削除を請求する権利を有する。

第 3 不正競争防止法違反に基づく差止請求及び抹消等請求

1 原告表示

原告は、原告ホテルの営業に当たり、別紙原告商品等表示目録記載の表示(以下「原告表示」という。)を用いている。

2 原告表示の周知性

原告は、平成 25 年 4 月 1 日から、原告表示を用いて、原告ホテルの営業を京都にて開始し、営業開始直後からローカル番組でのテレビ CM、地方紙 2 紙への 3 回にわたる新聞広告、インターネットにおいて検索されたキーワードに応じた広告を表示するサービスに年間数千万円をかけるなど、多額の費用を投じて宣伝広告を行ってきた。

その結果、高級な隠れ家的リゾートホテルを特集する日本人向けの雑誌に数回取り上げられるようになり、テレビの全国放送でも 2 度紹介された。また、

インターネット検索において、日本人観光客向けの「モミジ ホテル」、「MOMIJI HOTEL」のキーワードの月間平均検索数が8000件にも上った。

したがって、原告表示は、遅くとも平成30年4月には、原告の宿泊施設又は営業活動を表示するものとして、ホテルの需要者である一般消費者に広く認識されており、周知となっていた。

3 被告による被告標章の使用

上記第2の2に記載したとおりである。

4 原告表示と被告標章の類似性

(1) 外観

原告表示と被告標章は、紅葉したもみじの葉の図形が大きく表示されている点、文字部分の冒頭であり上記図形部分と意味としても共通する「MOMIJI」の部分、他の自他識別力の低い「HOTEL」や「LAKE」の文字に比して目立っている点、図形部分の下方に文字部分が記載されている点において、多くの共通点がある。

したがって、原告表示と被告標章の外観は類似する。

(2) 称呼

原告表示において、文字部分の冒頭であり、かつ文字部分の目立つ態様で自他識別力を有する部分であり、図形部分と意味としても共通する「MOMIJI」からは「モミジ」の称呼を生じる。被告標章において「LAKE」は湖畔にある宿泊施設の名称に一般に用いられており、宿泊施設を意味する「HOTEL」と同様に自他識別力が低いことから、最も目立つ「MOMIJI」の文字部分からは「モミジ」の称呼を生ずる。

したがって、原告表示と被告標章の称呼は類似する。

(3) 観念

上記と同様に最も目立つ図形部分及び文字部分の「MOMIJI」から原告表示及び被告標章の観念を解すれば、いずれも「紅葉したもみじの葉」である。

したがって、原告表示と被告標章の観念は同一である。

(4) 小括

以上より、原告表示と被告標章とは全体的に類似する。

5 混同のおそれ

原告ホテルと被告ホテルはいずれも日本の宿泊施設であり、いずれもインターネットを通じて、需要者である一般消費者が容易に予約できること、及び、上記4のとおり原告表示と被告標章が類似していることに照らせば、一般消費者が被告ホテルを原告ホテルと混同を生じさせ、又はそのおそれがあることは明らかである。

現に、原告は、被告ホテルの営業開始後間もない平成30年5月頃より、被告ホテルを原告ホテルと誤って宿泊した複数の一般消費者から、被告ホテルのサービスについての苦情を受けた。

6 営業上の利益の侵害

原告ホテルと被告ホテルとは上記5のとおり誤認混同のおそれがあり、現に一般消費者に誤認混同されており、このこと自体、原告の営業上の利益を侵害している。

よって、原告は、被告による被告標章の使用行為により営業上の利益を侵害されており、今後も侵害されるおそれが高い。

7 差止請求及び抹消等請求

以上より、被告による被告標章の使用行為は、不正競争防止法2条1項1号所定の不正競争に該当し、原告は、被告に対し、同法3条1項に基づき被告の

不正競争による営業上の利益の侵害行為の停止を請求する権利を有し、同条 2 項に基づき当該侵害行為に供した看板及び被告ウェブページからの被告標章の抹消ないし削除を請求する権利を有する。

第 4 結語

よって、原告は、被告に対し、商標法 36 条 1 項及び 2 項に基づき、本件商標権侵害行為の停止、並びに看板及び被告ウェブページからの被告標章の抹消等を求めるとともに、不正競争防止法 3 条 1 項及び 2 項に基づき、不正競争による営業上の利益の侵害行為の停止、並びに看板及び被告ウェブページからの被告標章の抹消等を求める。

証 拠 方 法

証拠説明書（1）記載のとおり。

附 属 書 類

（略）

(別紙)

物件目録

(略)

(別紙)

原告商品等表示目録



(*) 出題者注：葉の色はオレンジ色である。

(別紙)

被告標章目録



(*) 出題者注：葉の色は大きい方がオレンジ色、小さい方が黄色である。

(別紙)

被告ウェブページ目録

「https://www. (以下略)」のURLにより特定されるインターネットのドメイン名
下において存在する全てのウェブページ

(別紙4)

甲第1号証の1

商	商 標 登 録 第 1 2 3 4 5 6 7 号			
第 一 表 示 部				
表示番号 (付記)	登 録 事 項			
1 番	出願年月日	平成24年10月 1 日	出願番号	2012-000000
	査定年月日	平成25年 7月30日	区分の数	1
	商品及び役務の区分	第43類		
	指定役務	宿泊施設の提供		
	登録年月日 平成25年 9月17日			
2 番	【存続期間の更新登録】			
	申請年月日	令和 5年 8月 8日	登録年月日	令和 5年 9月 4日
登 録 料 記 録 部				
登録料				
10年分 金額 〇〇円 納付日 平成25年 8月14日 10年分 金額 〇〇円 納付日 令和 5年 8月 8日				
甲 区				
順位番号 (付記)	登 録 事 項			
1 番	京都府〇市〇区〇町〇番地		甲川ホテル株式会社	
	登録年月日 平成25年 9月17日			
	(以下余白)			

令和 6年10月 1日

-1-

(別紙5)

甲第1号証の2

商	商 標 登 録 第 2 3 4 5 6 7 8 号				
第 一 表 示 部					
表示番号 (付記)	登 録 事 項				
1 番	出願年月日	平成28年 7月27日		出願番号	2016-000000
	査定年月日	平成29年 4月 5日		区分の数	1
	商品及び役務の区分	第43類			
	指定商品	宿泊施設の提供			
	登録年月日 平成29年 6月16日				
登 録 料 記 録 部					
登録料					
10年分 金額 ○○円 納付日 平成29年 4月10日					
甲 区					
順位番号 (付記)	登 録 事 項				
1 番	京都府○市○区○町○番地		甲川ホテル株式会社		
	登録年月日 平成29年 6月16日				
	(以下余白)				

令和 6年10月 1日

-1-

(別紙6)

甲第2号証 の1

(450) 【発行日】平成25年10月15日(2013.10.15)

【公報種別】商標公報

(111) 【登録番号】商標登録第1234567号(T1234567)

(151) 【登録日】平成25年9月17日(2013.9.17)

(540) 【登録商標(標準文字)】モミジホテル

(500) 【商品及び役務の区分の数】1

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第43類 宿泊施設の提供

【国際分類第10版】

(210) 【出願番号】商願2012-000000(T2012-000000)

(220) 【出願日】平成24年10月1日(2012.10.1)

(732) 【商標権者】

【識別番号】000000000

【氏名又は名称】甲川ホテル株式会社

【住所又は居所】京都府〇市〇区〇町〇番地

【以下省略】

(別紙 7)

甲第 2 号証 の 2

(450) 【発行日】平成 29 年 7 月 14 日 (2017. 7. 14)

【公報種別】 商標公報

(111) 【登録番号】 商標登録第 2345678 号 (T2345678)

(151) 【登録日】平成 29 年 6 月 16 日 (2017. 6. 16)

(540) 【登録商標】



(*)出題者注：葉の色はオレンジ色である。

(500) 【商品及び役務の区分の数】 1

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第 43 類 宿泊施設の提供

【国際分類第 10 版】

(210) 【出願番号】 商願 2016-000000 (T2016-000000)

(220) 【出願日】平成 28 年 7 月 27 日 (2016. 7. 27)

(732) 【商標権者】

【識別番号】 000000000

【氏名又は名称】 甲川ホテル株式会社

【住所又は居所】 京都府〇市〇区〇町〇番地

【 以 下 省 略 】

